

第 5036 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月31日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

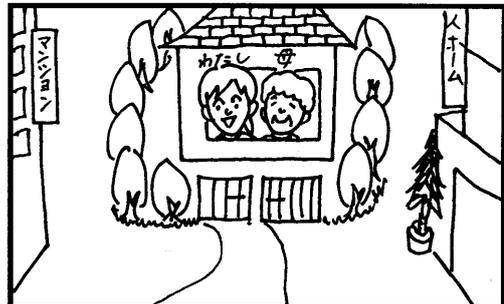
⇨ 小規模宅地等の特例、老人ホームに入居した場合

Q：私は、母が老人ホームに入居する直前まで、母と同居していましたが、老人ホームに入居した後、結婚して生計が別になりました。この場合、母が居住していた自宅には、小規模宅地等の適用が受けられるのでしょうか？

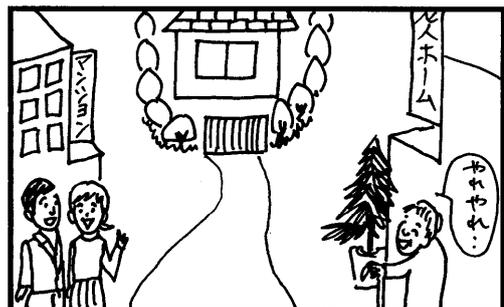
A：適用が受けられます。

【解説】

小規模宅地等の特例は、平成25年度の改正で要件が緩和され、相続開始の直前において、被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等の場合であっても、①被相続人が、相続の開始の直前において介護保険法に規定する要介護認定等を受けていたこと、②被相続人が老人福祉法等に規定する養護老人ホーム等（養護ホーム等）に入居又は入所（入居等）していたことの要件を満たすときは、その被相続人の居住の用に供されなくなる直前のその被相続人の居住の用に供されていた宅地等については、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等に該当することとされました。ただし、被相続人が老人ホーム等に入居した後に、事業の用に供した場合又は新たに被相続人等以外の者の居住の用に供された場合は除くとされています。ところで、お尋ねのように、被相続人が老人ホームに入居した後に同居していた親族が生計を別にしたという場合ですが、この場合は新たに被相続人等以外の者の居住の用に供された場合に該当しませんので、適用が受けられることとなります。



私は、母が老人ホームに入居する直前まで母と同居していましたが、結婚して生計が別になりました。



この場合、母が同居していた自宅には、小規模宅地等の適用が受けられますか？